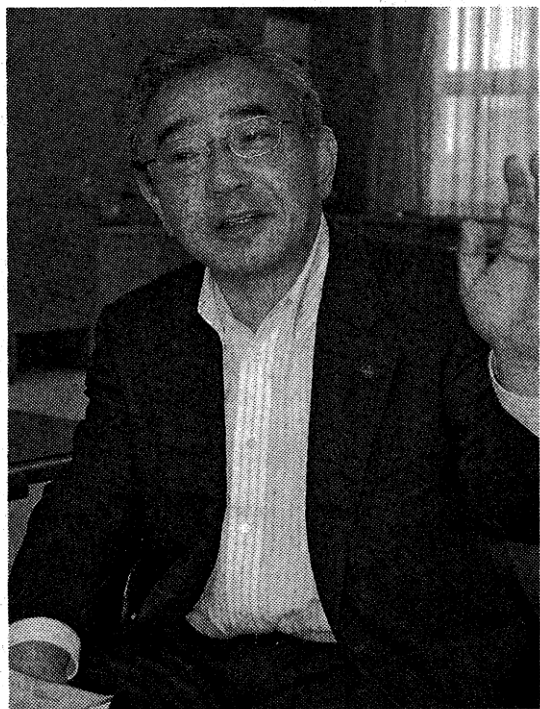


島根県の溝口善兵衛知事は、日本農業新聞のインタビューに応じ、今年度で期限切れを迎える中山間地域等直接支払制度に関する要望を述べた。高齢化が進む県内で協定締結を進めるため、外部から人材などを支援できる体制の整備や、国土保全の観点から制度の意義を発信するよう求めた。インタビューの内容は次の通り。

溝口島根県知事に聞く

国土保全の視点広めて



うな仕組みもこれからの対策には必要だ。

制度の継続には国民的な理解と納得が欠かせない。農業の多面的機能や中山間地域で営農を継続する意義を国民に広く伝え、農村が持つ公益的価値を都市住民と共有することが重要だ。

過疎地域自立促進特別措置法も今年度末で期限を迎える。新法では「過疎債」の活用で自治体が新たな基金をつくり、ソフト事業に取り組めるようにすることなどを求めている。地方分権を進めることは大事だが、もっと必要なのは大都市への過度の一極集中から地方への「分散」を進める観点だ。

(聞き手・阪上裕基)

◇ 島根県では、全21市町村のうち、20市町村で制度を活用している。交付面積は県内の農用地面積の約3割に当たる1万3700畝、参加農業者数は全農家戸数の半数に及ぶ。直接支払制度は条件不利地が多くを占める県

用して各地でさまざまな形の集落営農が生まれ、この4年間で集落営農組織の育成を目標にした協定では、実施面積が2・3倍に増え、担い手集積を目的にした協定ではその農地面積も倍増した。制度に対し、全市町村が高く評価している。

一方で、対象農地があるにもかかわらず、制度に取り組めない集落が相当数存在している。「高齢化・過疎化が進み、協定を5年間継続すること」が困難」というのが理由だ。また、役員や事務を担う人材がいなかったため、制度活用に二の足を踏む

ケースも多い。高齢化が進んだ地域では、制度に取り組むのに必要な基盤が整っていないのが現状で、地域の実情や課題に応じた弾力的な運用が求められている。また、都市部からの人材を受け入れ、集落に対してサポートできるよ